

〔特集〕 諸外国の年金制度とその改革の動向
第2章

わが国年金制度の論点と国際比較

西村 淳(医療経済研究機構研究主幹・前厚生労働省年金局国際年金企画室長)

1 はじめに

本稿は、わが国公的年金制度の論点ごとに、諸外国の制度との国際比較を行い、わが国の今後の制度の見直しの参考にしようとするものである¹⁾。

厚生労働省では、今年7月に国際年金課が発足したが、前身の国際年金企画室時代から、社会保障協定交渉などを通じ、各国の年金制度について詳しい情報を得てきている²⁾。本稿は国際年金企画室長として得た筆者の知見に基づくものである。

2 給付と負担の水準

高度成長の昭和40年代には、給付水準の引き上げ目標として、厚生年金・国民年金とも1万円年金・2万円年金といった目標を掲げてきたが、昭和48年改正において、厚生年金は「現役賃金の6割」を基準とすることとし、その後分母に手取りの考え方を取り入れたりしているが、基本的に現在もその考え方に基づいている。国民年金は、昭和60年改正で基礎年金に改組され、5万円年金としてスタートしたが、その後基礎的消費支出を賄う水準として額が改訂されてきている。

負担については、長期的な財政安定を目指し、将来の負担可能な保険料水準を考慮しつつ、当面実行可能な保険料を設定し、引き上げていくものとされてきた(段階保険料方式)。

国庫負担割合(税財源の投入)については、従来、厚生年金は給付額の2割、国民年金は3分の1であったところ、昭和60年改正で基礎年金が設けられる際に、基礎年金の3分の1とされたものである。

(1) 水準に関する現在の議論

平成14年の新人口推計においては、未婚化・晩婚化以外に、夫婦の子供数の低下傾向のため、少子化

が以前より一層進むと見込まれた。このため、平成16年年金制度改正(以下「前回改正」という)では、将来の保険料の引き上げを極力抑制し、厚生年金では18.3%を上限とすることとし(従来は20%程度まで上がるとされていた)、その範囲内で給付を行うこととした(保険料固定方式)。その結果、現在の見込みでは2025年のモデル世帯(片働き夫婦)の給付水準は、現役世帯所得の50.3%(所得代替率という)となり、昭和48年以来「6割」とされていたものは大きく引き下げられたことになる。

諸外国における水準を見ると、負担水準(保険料)は2割前後、給付(所得代替率)は5割前後であり、わが国の水準と大きな違いはない。また、各国とも90年代以降、給付と負担を抑制するため数年おきに改革の努力をしてきている点も、わが国と事情は同じである(表1参照)。

なお、少子高齢化で給付と負担の水準が高まる中で、公的年金の給付水準は基礎的な生活支出を賄う水準で十分であり、それを超える部分は私的に備えればよいとする意見が、経済学者や経済界の一部に見られる(厚生年金の民営化論)。給付と負担の水準は国民の合意により決められるものであり、選択肢としてはあり得るものであるが、少なくとも先進諸国の被用者年金制度を見る限り、公的年金の給付水準を基礎的生活レベルに限定しているケースは、ほとんどない(ニュージーランドだけである)。退職後原則として無収入となる被用者の年金は、従前所得の一定割合(所得代替率)を保障する必要があり、暮らしていけない年金では意味がない、という考え方が通常であることを示している。

一方、前回改正は、負担に上限を設けることで現役世代の理解を得ようとしたものであったが、なお「世代間不公平が解消されていない」という批判が

〈表1〉 諸外国の負担・給付水準

	ドイツ	フランス	アメリカ	イギリス	日本
保険料（注1）	19.5%	16.45%	12.4%	23.8%	13.58%
世帯の構造的給付水準（注2）	43.0%	49.1%	65.0%	42.9%	52.5%
本人の仮定的給付水準（注3）	45.8%	49.1%	38.6%	37.1%	50.3%
最近の改正経緯	91年 可処分所得スライドの導入、支給開始年齢の引上げ 01年 保険料上限を20%に、スライド方式の変更など 03年 持続性要素の導入	93年 満額受給のための期間の40年への延長、物価スライドへの変更 03年 満額受給のための期間の42年への延長	83年 支給開始年齢の引上げ、保険料の引上げなど	80年 物価スライドへの変更 88年 給付率の引下げ 99年 2階部分の国家第二年金（低所得者に有利な所得比例年金）への切替え	86年 基礎年金の導入 94年 支給開始年齢の引上げ、可処分所得スライドの導入 00年 支給開始年齢の引上げ、給付率の引下げ 04年 マクロ経済スライドの導入

（注1）2003年の被用者制度の保険料率。

（注2）一定の仮定の下での厚生労働省年金局の独自試算（平均賃金を有する労働者が40年加入した場合の夫片稼ぎ世帯の理論的な受給額の平均賃金に対する比率）で、平成14年7月の社会保障審議会年金部会に提出されたもの。

（注3）一定の仮定の下でのOECD（2005）の独自試算（2002年に就労開始した者が各国の強制加入制度に支給開始年齢まで加入した場合の平均賃金に対する比率）で、名目ベースのもの。

ある。後の世代ほど受給者数に対する現役の人の数の割合が低くなるために、生涯の負担に対する給付の割合（経済学者は収益率と呼ぶ）が小さくなることを指す。

ただし、世代間不公平に対する批判は、あまり諸外国では見られない。世代ごとに大きな収益率の差が生じるのは、高齢化が急速に進む日本で特に顕著であるためであるほか、そもそも諸外国では、年金を社会保障の一環としてとらえ、移転や助け合いの規模が大きすぎるといふ議論はあっても、損得や収益率で論じることがあまりないためであると思われる。

前回改正では、上のような意味での世代間不公平は解消されていないが、給付と負担を抑制したことで、かなり緩和されている。とくに、予想以上に現役世代の数が減少した場合には給付額の改定率を引き下げることによって、年金財政が自動的に均衡するようにする「マクロ経済スライド」の導入は、給付と負担の抑制的均衡に関して画期的な手法であった。世代間不公平を批判する人にはこの効果を過小評価する人もいるが、国民所得の伸びの範囲内に給付を抑えるもので、給付の抑制に大きな効果を発揮する。

「社会保障の給付と負担の見直し」（2004年5月）³を見れば、改正後の年金給付費の国民所得比は、2025年度でも12%と現在とほぼ同じ水準に抑えられてい

ることがよくわかる。

わが国で導入された「マクロ経済スライド」は、現役世代の負担能力が下がった場合には給付が自動的に抑制される仕組みであるが、スウェーデンの1999年改革で導入された「自動財政均衡装置」⁴、ドイツの2004年改革で導入された「持続性要素」⁵も同様の内容のものであり、日本の改革は世界の大きな流れに沿っているものであるといえることができる。

（2）税財源の導入

わが国前回改正においては、保険料を抑えるために、基礎年金の国庫負担割合を2分の1に引き上げることとされた。その財源については、まだ十分明確にされていないが、消費税を導入すべきだとする意見も有力である。

社会保険料は所得ベースでかつ定率（比例料率）であるために、現役世代の負担感が強い。諸外国においても、わが国と同様、所得の2割以上の保険料負担を求めることは困難という判断の下に、環境税、一般社会拠出金、たばこ税など、所得以外の賦課ベースに着目した新たな税財源の導入が最近進み、年金給付費に占める国庫負担割合も大きくなってきているところである（表2参照）。

（3）公私年金の調整

公的年金の給付水準が、現役世代の負担の限界のため抑制されている中、公的年金と私的年金をあわ

〈表2〉 諸外国の国庫負担割合と税財源導入

	ドイツ	フランス	アメリカ・イギリス	日本
国庫負担割合	給付費の約30%	一般財源より給付費の約7%, 一般社会拠出金等より約18%	なし	基礎年金給付費の1/3 (2009年までに1/2に引上げ)
税財源の導入	98年 付加価値税のうち1%を充当 99年 環境税改革による増収を充当	91年 一般社会拠出金(CSG)の導入 96年 社会保障債務償還拠出金(CRDS)の導入 02年 たばこ税・アルコール税を財源に財政基金創設	なし	04年 年金課税見直しによる増収分を充当 05年 定率減税見直しによる増収分を充当

せて老後所得を保障しようとする観点から、企業年金や個人年金の普及を図るため、税制上の優遇など政府としての支援策を講じてきている。マルチピラー（多面的）の年金制度の構築と言われ、はじめから目標とする給付水準（所得代替率）を公私年金あわせたもので表示している国もある⁶。個人の自助努力の部分を増やすという観点とともに、公私年金の財政方式の違いを組み合わせ（賦課方式と積立方式）、バランスのとれたものにしようとする狙いもある⁷。

わが国における平成13年の確定拠出年金・確定給付年金制度の創設も、こうしたねらいのものであったと言ってよい。諸外国においても、イギリスの1999年改革のステークホルダー年金、ドイツの2001年改革のリースター年金、1990年代のアメリカの401Kなどの導入は、こうした動きの一環である。

3 財政方式

わが国では、昭和17年に、厚生年金の前身である労働者年金保険制度が初めて創設された。その後適用範囲は拡大していったが、昭和36年には、被用者以外の20歳以上の全国民（自営業者のみならず無業者もすべて含めた）に社会保険への加入を義務づける国民年金制度が発足した。これにより、所得の有無にかかわらずすべての人が拠出により参加し（ただし、保険料の支払いがなくとも支払ったものとみなして給付を行う免除制度がある）、老後に自らの権利として年金を受給する国民皆保険が達成された。他に世界に類のない快挙であったと言える。その後、昭和61年に全国民に老後の基礎的生活支出を保障する基礎年金給付が創設され、現在に至っている。

保険料の決定方式は、制度発足当初は、積立方式（将来の年金給付に必要な原資を保険料であらかじめ積み立てていく方式）で発足したが、昭和29年に、一定水準の給付を行いつつも、急激な保険料の増を避けるため、当面保険料率は低く設定するが、段階的に引き上げていく段階保険料方式をとることとし、財政方式は積立方式から賦課方式（年金給付に必要な費用をその時々々の現役加入者からの保険料で賄う方式）へと大きく転換した。現在も大きな積立金を保有していることから一部積立方式といえるが、ほぼ賦課方式になっているといえてよい。

(1) 税方式と社会保険方式

現在、基礎的な生活保障を行う年金の財政方式としては、社会保険方式と税方式のどちらが適当か、という議論がある。ここで、税方式とは、給付を受けるのに拠出を必要としないものであり、社会保険方式とは、給付を受けるのに拠出を要件とするものを言う。

基礎年金制度創設の際、老後生活の最低保障給付であるというような説明をしたために、理論的には税方式にした方がすっきりとすることは否めない。経済学者の多くが税方式を主張するゆえんである。また、わが国では社会保険方式を徹底し、所得にかかわらず保険料負担義務を課しているが、所得のない者にも保険料負担を求めるのは無理があるということも、税方式論を支えている。

しかしながら、税方式の制度では、給付は拠出に伴う権利ではなく、必要に応じて国家保護として最低保障するものという性格上、所得や資産のある者への給付制限であるミーンズテストを設けないと理解を得られにくい。個々人が拠出により制度に参加

し、自分に必要が生じたときは制度から給付を受けるといふ助け合いの制度として、選別的なものから普遍的なものへと発展してきた社会保障の歴史を考えると、ミーンズテストは生活保護などきわめて限定的な場合に限られるべきであり、できる限り拠出により制度に参加する仕組み（社会保険方式）をとることが望ましいと思われる。

世界の年金制度には、従前所得の何割かの水準を保障するもの（ビスマルク型）と最低水準を保障するもの（ベヴァリッジ型）、又はその組み合わせがあるが、最低保障を行う国はイギリス以外は税方式になっているものが多い。実際にはカナダ・オーストラリア・ニュージーランドなど英国の旧植民地諸国と、デンマーク・スウェーデンなど北欧諸国に見られる。前者は植民地に対する国家のパターナリズムに由来し、後者は共同体の大きくなったような小国の場合であり、いずれも、日本とかなり異なる社会的背景に基づくものである（表3参照）。なお、いずれも、上記2(1)で述べたように、最低保障の税方式年金に加え、被用者に対しては従前保障の社会保険方式年金が上乘せされている（ニュージーランドを除く）。

なお、低所得の高齢者に対する税財源による最低保障手当制度が、特に2000年以降、欧州各国に導入されているが（仏、英、独など）、これは、資産制限などの要件を緩和した高齢者向けの生活保護制度であり、上記の税方式による最低保障年金とは異なり、年金には分類されないことに注意すべきである。最低保障手当においては、過去の期間とは関係なく受給時の所得のみが考慮されるが、税方式年金は、居住期間の長さに応じて支給されるもので、長期要件があるために、年金とされるのである。

(2) 賦課方式と積立方式

少子高齢化の急速な進行により、賦課方式では世

代間不公平が生じるとして、厚生年金について、世代間格差が生じない積立方式へ移行すべきであるという主張がある。とくに、経済学者の多くは、年金の収益率（生涯における給付総額と負担総額の比）が賦課方式では賃金増加率（経済成長率）で決まり、積立方式では利子率で決まることに着目し、最近では利子率が賃金増加率よりも高くなっていることから、厚生年金を積立方式に移行すべきだと主張している。

積立方式への移行は、1984年に世界銀行が年金の積立民営化を薦める報告書を出して以来、経済学者の間でブームになるとともに、途上国を中心にいくつかの国で取り組まれたことがある。しかしながら、経費が大きいことや、運用環境の悪化などにより、給付水準が保障されないことから、最近では、現実的な改革案としてはあまりとりあげられなくなっている。とくに、すでに賦課方式で年金制度が運営されている先進国の場合は、積立方式への移行は莫大な二重の負担（現在の受給世代に給付する分以外に、自分の将来の給付分も負担しなければならない問題）が生じることが知られるようになってきたことが、現実性の障害になっている。

現在、世界銀行で取り上げられたチリのほかに、シンガポール・マレーシアでは、年金のみならず医療も含めて積立方式の制度が見られる。

なお、1999年スウェーデンの年金改革、最近のアメリカのブッシュ大統領の改革提案では、保険料の一部を分離して積立方式で運用することとしているが、これは、一部積立とすることで若い世代の拠出への理解を得ようとするもので、財政方式の変更と言うよりも、若い世代への説明の手法の一つだと考えた方がよい。

(3) 給付建てと拠出建て

給付建ては、保障すべき給付水準を先に決めて、

〈表3〉 諸外国の税方式年金

	カナダ	オーストラリア	ニュージーランド	スウェーデン	デンマーク
ミーンズテスト	所得・資産制限有	所得・資産制限有	なし	社会保険方式年金の額に応じて減額	なし
2階部分の社会保険方式年金の有無	被用者・自営業者は社会保険方式年金に強制加入	被用者は社会保険方式年金に強制加入	なし	被用者・自営業者は社会保険方式年金に強制加入	被用者は社会保険方式年金に強制加入
支給のための最低期間	原則10年	10年	10年	3年	3年
満額支給のための期間	40年	—	—	40年	40年

それを賄うのに必要な負担水準をはじき出す財政方式である。現役世代の負担能力が予想以上に低下した場合は、負担水準を上げることを余儀なくされることになる。一方、拠出建ては、負担水準を先に決めて、それで賄える給付水準をはじき出す財政方式で、現役世代の負担能力の低下には、給付の引き下げで対応することになる。

これまででは、拠出建ては積立方式であり、主に私的年金に用いられ、一方で給付建ては賦課方式と直結すると考えられていた。ところが、1999年スウェーデンの年金改革では、拠出建ての賦課方式が導入された。「世代間の助け合い」という公的年金の基本的な仕組みを維持しつつも、現役世代の負担能力の範囲内で給付しようとするもので、公的年金の財政方式に新たな可能性を開いたものとして注目されている。

スウェーデンの新制度では、あたかも金融商品のように、個々人が拠出した額が個人勘定に蓄積され、受給開始時に蓄積されていた額が平均余命に基づいて年金額として給付される。拠出はそのまま受給世代の給付を賄うために使われるため、お金の流れとしては拠出建てそのものではないことから、「みなし拠出建て」と呼ばれる。この方式では個人単位では給付と負担が均衡するが、人口や経済の変動により、制度全体をマクロ的に見た場合に財政が均衡するとは限らないために、給付債務と負担総額が均衡しない場合には給付を調整する「自動財政均衡装置」も同時に導入されている。

わが国の年金改革の議論で「スウェーデン方式」が言及される場合が多い。一部の人は、上記3(1)で述べた税方式による最低保障年金の仕組みを指して言うが、これは改革前の税方式の制度が形を変えたものにすぎず、以前からいくつかの国にも存在していたものである。一方、「みなし拠出建て」は助け合いとしての仕組みを変えずに、拠出すれば必ず見合った給付が得られるということを若い世代に納得させた点で、賦課方式に新たな息吹を吹き込んだものとして注目される。ほかにイタリアなど数カ国に同様の仕組みが導入されているが、それは、この説明の妙によるものと思われる。

わが国の前回改正でも、前述のように「マクロ経済スライド」が導入され、若い世代全体の負担能力

の範囲内で給付をすることとなったが、これは「自動財政均衡装置」に類似したもので、個人単位で拠出建てを実現したものではない。若い世代に個人の拠出に見合った給付を確信させ、納得を得るための手段として、日本においても、同様の仕組みを導入することも考えられるが、基礎年金による制度間調整（世代内再分配）と段階保険料方式による世代間再分配があるために、個人単位で拠出と給付が完全に均衡することはできず、拠出建て導入には、再分配部分をどのように説明し納得を得るかの解決が必要になる。

4 働き方に対し中立で公平な制度体系

戦後になって、厚生年金と公務員等の共済年金のほかに、私学共済（昭和29年）と農林共済（昭和34年）が厚生年金から独立する形で成立した。昭和36年には、他の制度でカバーされていない者をカバーする国民年金制度が成立して制度が出そろった。

昭和61年には、負担方法についてはそのままに、給付について定額部分を共通にする基礎年金制度が成立した。このとき、第三号被保険者制度も創設された。その後、被用者年金の一元化の方針に従って、平成9年にはJRなど3共済が、平成14年には農林共済が厚生年金に統合されている。

なお、厚生年金については、適用される被用者の範囲を制度発足以来順次拡大し、昭和63年には法人事業所及び5人以上の個人事業所のすべてに適用され、現在に至っている。

(1) 制度の分立と一元化

現在は職業・身分によって加入する制度が異なっており、被用者とその他の者では、給付・負担の設計もそれぞれ所得比例・定額と大きく異なっている。前回改正では、政治家の加入漏れ、結婚（専業主婦）や転職時の加入ミスなどがクローズアップされたことから、制度のわかりにくさが批判され、働き方に対し中立で公平な制度にすべきであるとして、「一元化すべきである」との主張が強くなっている。

諸外国において、制度が分立しているか、一元化しているかは、主に歴史的経緯による。欧州諸国で分立した制度になっているのは、職種ごとのギルド的な組合が、老齢のみならず疾病なども含めたりスクに対する自治的な共済制度をつくってきたという

歴史的理由による。一方、アメリカなどの移民国家では、社会の統合を国家により行ってきたことから制度も国で一つになっていること、北欧などの共同体が拡大したような小国家においては、税を財源としたコミュニティサービスの一環として年金も組み立てられてきたことが理由になっているものと思われる（表4参照）。

ただし、制度が分立している場合でも、社会保険方式の制度では、原則として各制度とも所得比例になっており、日本のように制度により大きく給付と負担の仕組みが異なることはない。また、産業構造の変化により財政的に苦しくなった制度については、制度間の財政調整を行っているが、制度の統合が進みつつある。

わが国においては、被用者年金制度の一元化（共済年金の厚生年金への統合）は着実に進んでいるものの、所得比例方式による国民年金と厚生年金の一元化が困難な理由について、自営業者の所得把握の問題が指摘されることが多いが、より深く考察してみると、基礎年金による厚生年金と国民年金の間の財政調整の構造に行き着く。被用者以外の者を中心として発足した国民年金は、産業構造の変化により成熟度の高い（高齢者の割合が高い）、財政的に不安

定な制度になったために、基礎年金制度により、厚生年金からの財政移転が行われている¹⁰。これは、大都市被用者層を加入者とする厚生年金から、地方農業・零細業者層を加入者とする国民年金に対する移転という意味を持つ。このような移転は、公共事業、地方交付税、農業補助金などとも同様の性格を持つもので、都市化・被用者化の中で、大都市部からの移転により地方の居住環境を維持し、国土の均衡ある発展に資するものであった¹¹。年金制度の一元化の可否の問題は、このような移転をなくすことの是非の問題と考えることができる。制度が分立している諸外国でもこのような財政調整は行われており、同様の構造をもっているものと考えられる。

(2) 短時間労働者の取り扱い

短時間労働などの非正規就労が著しく増加している¹²中、制度上厚生年金にカバーされず、また国民年金第1号被保険者としてもカバーされていない者が多い。同じ被用者であっても制度上の取り扱いが異なるため、働き方に中立的でなく不公平な制度だとの批判がある。

わが国においては、労働時間が常用労働者の4分の3未満ならば厚生年金は適用されず、そのうち年収130万円未満であれば国民年金も適用されない。諸

〈表4〉 諸外国の分立・一元化状況

	ドイツ	フランス	アメリカ	イギリス	スウェーデン	日本
制度体系	1階建て 職域毎の自営業者年金 労働者年金 職自年金 藍山労働者年金	1階建て 職域毎の自営業者年金 一般制度 特別制度	1階建て OASDI	2階建て 基礎年金 国民年金 職域年金 個人年金	1階建て 保証年金 所得比例年金	2階建て 厚生年金 共済年金 国民年金
年金制度が一元化されているか	されていない (被用者の年金制度が分立、自営業者の多くは任意加入)	されていない (被用者と自営業者の年金制度が分立)	されている (被用者と自営業者が同一の年金制度に加入)	されていない (国民を対象とした基礎年金があり、その上に被用者間年金制度が存在)	されている (被用者と自営業者が同一の年金制度に加入)	されていない (国民を対象とした基礎年金があり、その上に被用者間年金制度が存在)

〈表5〉 諸外国の短時間労働者に対する適用

	ドイツ	フランス	アメリカ	イギリス	日本
加入と保険料支払義務	年収約45万円未満かつ週労働時間15時間未満の場合は強制加入でない	収入を有する者は強制加入	収入を有する者は強制加入	年収約70万円未満の被用者は強制加入でない	年収130万円未満かつ週労働時間が常勤の4分の3未満の場合は保険料支払い義務がない(第三号被保険者)
給付への反映	—	年収約15万円で1加入四半期の保険期間を得る	年収約9万円以上の収入について給付額計算の基礎となる	—	第三号被保険者は期間に応じ基礎年金給付を受ける

外国と比べ、非課税ラインが著しく高い（表5参照）。

現在国民年金（第1号被保険者）の加入者の2割強を占めているこうした者に厚生年金を適用することで、被用者は原則としてすべて厚生年金に加入することになり、被用者間においては中立的で公平な制度になることが期待されている。一方、このような非正規雇用の増加は、経済のグローバル化による競争激化などによるコスト削減要請に対応したものであり、労働コスト増になる厚生年金適用拡大に対しては、使用者側からの抵抗がある¹³。

短時間労働者の厚生年金適用の問題は、90年代後半以降顕著になった雇用形態の変化の中で、これらの者の均等処遇をすることで人材を育成し、長期的な生産性を高めることを目指すか、低コストで雇用して当面の生産性を高めるかという日本経済と雇用のあり方につながる問題である。

(3) 第三号被保険者問題と個人単位化

現行の基礎年金制度においては、被用者の被扶養配偶者は、自ら保険料負担することなく、第三号被保険者として自ら基礎年金の給付を受けることができ、その財源は第二号被保険者全体で負担している。昭和61年の制度発足時には、それまで老後自らの年金を受給できなかった専業主婦に対する「女性の年金権の確立」として支持を得ていたところ、最近では、専業主婦を優遇し不公平であるとして、特に自ら被用者である女性からの批判が強い。

第三号被保険者制度批判は、「現在の世帯単位の仕組みを個人単位化すべき」という主張としてなされることが多いが、必ずしも正確な用語を使った議論になっていないように思われる。現在の仕組みは、

負担については、所得に比例して課せられてはいるが、被扶養配偶者に所得がない場合は、結果として世帯の所得に着目して課せられることになるので、世帯単位といえないこともない一方、給付については、夫婦の双方に本人名義で支給されるので、個人単位になっているからである。

むしろ、負担及び給付は所得比例にすべきか、定額にすべきかという議論になじむ。現在は、厚生年金の保険料は所得に応じて課せられるので、世帯所得が同じであれば、共働きでも片働きでも世帯としての負担及び給付は同額である¹⁴。第三号被保険者制度批判論者は、被扶養者にも本人名義の給付を出すならば、被扶養者に着目した定額負担を課すべきだと求めているのである。

諸外国の状況を見ると、負担は通常所得比例になっており、定額負担というのは見あたらない。被扶養配偶者への給付については、被用者の年金に配偶者加算を行う場合と、日本と同様に、加算を独立させて被扶養者についても自らの名目で給付する場合がある（表6参照）。

後者の場合の取扱いは第三号被保険者制度と類似しているが、わが国の場合、被扶養配偶者も負担した者と同様に自ら加入したものと取り扱われる点、第1号被保険者は所得と無関係に定額負担を求められている点、といった諸外国にない独自の仕組みになっている点があるために、被扶養配偶者に着目した定額負担を求める主張がしやすくなっていると言える。

なお、被扶養配偶者であることに着目して配偶者加算ないし本人給付を行うのではなく、育児支援の観点から、育児期間を評価して負担がなくても給付

〈表6〉 諸外国の被用者の被扶養配偶者の取扱いと育児支援措置

	ドイツ	フランス	アメリカ	イギリス	日本
加入と保険料支払い義務	なし	なし	なし	なし	保険料支払い義務はないが、第三号被保険者として加入
給付	なし	被用者に対する配偶者加算がある	被用者の年金額の50%を配偶者名義で支給	被用者の基礎年金額の60%を配偶者名義で支給	第三号被保険者に基礎年金を支給
育児支援措置	育児期間（3年間）は平均賃金で保険料を納付していると思なす	養育した子1人につき給付計算上の加入期間を2年加算し、3人以上の子を養育した場合年金額を10%加算	なし	育児のための低所得の期間を満額支給のために必要な期間から控除	育児休業期間中の厚生年金保険料を免除

を行うべきであるという主張がある。わが国よりも育児期間の取り扱いが手厚い国も多い。

5 日本の年金論議の特異性

わが国の年金論議は、経済学のモデルの適用の場面として論じられることが多いのが特徴になっている。社会保障の一環として、助け合いの仕組みとして論じられるよりも、収益率の損得で財政方式の選択が議論されることが多い。しかしながら、社会保障制度は経済効率で論じられるべきものではなく、国民の価値判断の問題である。損得よりも納得の問題であり、安定的で公平な制度として国民の理解を得ることが最も重要である。

また、現実の制度はこれまでの長期の制度への拠出と国民の理解という、歴史的経緯を背負って存在しているものであり、一から設計し直すことはできない。モデルに照らして現実がそれと乖離していると批判するだけでは、政策的議論としては意味がない。理想型としてのモデルを追求しつつも、現実をそれに近づけていく努力が必要であろう。

〈参考文献〉

- OECD, 2005, "Pension at a Glance"
有森美木, 2002, 「先進国における社会保障年金への確定拠出個人勘定導入について」『年金レビュー』2002年3月号～9月号, 日興フィナンシャル・インテリジェンス
井上誠一, 2003, 『高福祉・高負担国家スウェーデンの分析』中央法規
菊池馨実, 2004, 「欧米各国の年金改革とわが国高齢所得保障システムのあり方」『週刊社会保障』2004年2月16日号～3月1日号
西村淳, 2004, 「年金制度の国際比較」『週刊社会保障』2004年6月28日号～7月19日号

西村淳, 2005, 「アメリカの年金改革について」『週刊社会保障』2005年2月28日号

松本勝明, 2003, 「少子高齢化に対応したドイツ年金改革」『週刊社会保障』2003年3月10日号～31日号

〈注〉

- ¹ 各国別研究者によるものが多く、論点ごとの横割りのものは少ないが、参考になるものとして、菊池(2004)
- ² 国際年金課ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/nenkin/nenkin/shogaikoku.html>で、その概要を公開し、研究者等の参考に供している。今後充実を予定。
- ³ <http://www.mhlw.go.jp/houdou/2004/05/h0514-3.html>参照。
- ⁴ 詳細は井上(2003)参照。
- ⁵ 詳細は松本(2003)参照。
- ⁶ フランスでは、所得代替率70%を目標としているが、これは公的年金のほかに、日本の厚生年金基金に当たる補足制度の給付率もあわせたものである。
- ⁷ 詳細は有森(2002)参照。
- ⁸ 最近のブッシュ政権の年金改革案については、西村(2005)参照。
- ⁹ 実際には、制度体系に対する不満よりも、「一元化」はわかりにくい年金制度を象徴するものとして、年金不信を象徴する標語となっている面が強い。
- ¹⁰ 各制度からの基礎年金への拠出が、受給者数でなく加入者数により行われていることの効果である。なお、基礎年金創設前後を通じ、税財源の投入もこのような財政移転の効果をもっている。
- ¹¹ 政治システムも、地方に選挙基盤をおく政党が長く政権党であり続けることでこれを支えた。
- ¹² 約3割とされる。
- ¹³ 厚生労働省案には入っていたが、政府案作成の段階でコスト増をおそれる経済界の理解を得られなかった。
- ¹⁴ 負担は所得比例、給付は基礎年金2人分+所得比例厚生年金2人分又は1人分。